

平成30年度

第1回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会

資 料

P 1 鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
委員名簿

P 2 鹿島市公共交通会議設置要綱

P 5 鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

【報告事項】

P 8 地域公共交通活性化事業に係る年表

P 1 0 市内循環バス委託料の推移

P 1 1 高津原、予約型のりあいタクシー委託料の推移

P 1 2 市内循環バス平均乗車数の推移

P 1 3 高津原のりあいタクシー平均乗車数の推移

P 1 4 予約型のりあいタクシー稼働率の推移

P 1 5 市内循環バスとJR等の乗継割引社会実験に関するアンケート報告

【協議事項】

P 1 6 市内公共交通路線再編（案）

P 1 8 生活交通確保維持改善計画（案）

P 2 5 平成31年度事業計画（案）及び予算（案）

P 2 7 市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施（案）

（別添資料）

別冊資料 鹿島市地域公共交通網形成計画

別冊資料 鹿島市内地域公共交通総合時刻表

別添資料 市内交通路線再編検討資料（市内循環線・予約型のりあいタクシー等）

参考資料 【新】予約型のりあいタクシー利用の手引き（未定稿）

平成30年6月14日

鹿島市地域公共交通会議委員
鹿島市地域公共交通活性化協議会委員

(平成30年度)(任期:H30~H32)

No.	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
1	鹿島市長又はその指名する職員	鹿島市長	樋 口 久 俊	
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	祐徳バス(株)代表取締役社長	松 尾 文 敏	
3	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者	(有)再耕庵タクシー総務課長	山 本 浩 二	
4	社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者	専務理事	江 上 康 男	
5	鹿島市区長会の代表者	市区長会会長 (鹿島地区会長)	力 田 賢 次	
6	鹿島市老人クラブ連合会の代表者	会長	高 松 昭 三	
7	鹿島市民生児童委員連絡協議会の代表者	七浦地区会長	木 原 節 子	
8	鹿島市PTA連合会の代表者	鹿島市PTA連合会理事	原 田 千 佳 志	
9	市内小中学校代表者	古枝小校長	平 井 敏 博	
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者	祐徳バス(株)運転者	山 上 利 宏	
11	九州運輸局佐賀運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	永 松 靖 二	協議会委員
		首席運輸企画専門官 (企画輸送・監査担当)	三 木 孝 志	交通会議委員
		運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	永 松 大 佐	アドバイザー
12	佐賀県の担当職員	佐賀県地域交流部 さが創生推進課副課長	藤 崎 広 子	
13	佐賀県杵藤土木事務所の職員	管理課長	松 本 涉	
14	鹿島警察署の職員	交通課長	内 田 慎 一 郎	
15	鹿島商工会議所	専務理事	中 川 宏	
16	鹿島市都市建設課	都市建設課長	岩 下 善 孝	
17	JR九州株式会社	佐賀鉄道部 企画課長	櫻 木 剛	

事務局

	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
	鹿島市総務部	部長	有 森 弘 茂	
	鹿島市総務部	理事	納 塚 眞 琴	
	鹿島市企画財政課	課長	田 崎 靖	
	鹿島市企画財政課	参事	川 原 逸 生	
	鹿島市企画財政課	課長補佐	峰 松 健 二	
	鹿島市企画財政課企画係	企画係長	田 中 美 穂	
	鹿島市企画財政課企画係	職員	宮 崎 剛 史	
	鹿島市企画財政課企画係	職員	柴 田 智 典	

鹿島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、鹿島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通ネットワーク計画に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 市長が指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者
- (5) 鹿島市区長会の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (9) 佐賀県の担当課の職員
- (10) 佐賀県鹿島土木事務所の職員

(11) 鹿島警察署の職員

(12) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長又はその指名する者とする。

3 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

6 委員が会議を欠席する場合、その代理の者が交通会議に出席できるものとし、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の運営を円滑に行うため、交通会議に事務局を置く。

2 交通会議の業務は、鹿島市企画財政課において処理する。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第10号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うため、鹿島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、鹿島市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって組織する。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鹿島市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選によりこれを定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開する。

6 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

7 委員は、会議を欠席する時は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

8 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が整った事項について、協議会の委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鹿島市総務部企画財政課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の規定により、最初の委員となった者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号	鹿島市長
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	佐賀県杵藤土木事務所
	鹿島市
法第6条第2項第3号	鹿島警察署
	住民利用者
	学識経験者
	商工会議所
	公共交通事業の運転手

報告1

◎地域公共交通活性化事業に係る年表

年 月	内 容	備 考
H 2 0 . 5 月	鹿島市地域公共交通会議（道路運送法）の設置	
H 2 1 . 3 月	鹿島市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の設置	
H 2 2 . 3 月	鹿島市地域公共交通総合連携計画の策定 ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 2 . 1 0 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー実証運行開始 ※トリガー制度によりH 2 5 年3月まで ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 3 . 4 月	地域公共交通確保維持改善事業が制定 ※事業年度が10月～9月に変更 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、H 2 4 年3月まで経過処置対応	
H 2 3 . 4 月	市内循環バス ※運行内容を変更：12時⇒8時	
H 2 3 . 1 0 月	市内循環バス ※路線変更：「よらんね」撤去 「執行分」「西部中前」新設 ※回数券の発行 のりあいタクシー ※路線変更：2路線を1路線に統合 高校線を新設（5便⇒6便） ※運賃改定：高校生以下300円⇒100円 ※回数券の発行	
H 2 4 . 4 月	地域公共交通確保維持改善事業を利用して、市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行を継続	
H 2 4 . 7 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 5 年9月まで継続	
H 2 5 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 6 年9月まで継続	
H 2 5 . 1 0 月	市内循環バス ※辻宿・農協前まで延長 ※ララベル内への乗り入れ開始 高津原のりあいタクシー ※ジャンボタクシーから小型タクシーへ変更 ※往路2便、復路1便を増便 ※フリー降車区間を設ける 往路 別府整形外科～鹿島駅前 復路 鷺ノ巣～かんらん	

年 月	内 容	備 考
H 2 6 . 4 月	市内循環バス ※ピオ・納富病院前バス廃止	
H 2 6 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 7 年 9月まで継続 ただし、高津原のりあいタクシーについては、乗車数により廃 止を視野におく。	
H 2 6 . 1 0 月	市内循環バス ※ラッピングをかし丸くんへリニューアル (9月9日完成、9月10日運行開始) 高津原のりあいタクシー ※高校線廃止 9便→8便 ※運行時刻変更	
H 2 7 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 9 年 3月まで継続 ※公共交通網形成計画を策定するまで現行のまま運行する。	
H 2 8 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 9 年 9月まで継続※補助対象事業年度：10月～翌年9月	
H 2 9 . 3 月	鹿島市地域公共交通網形成計画の策定 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行はH 3 3 年度 まで継続し、利用ニーズとの適合を図る。	
H 2 9 . 1 0 月	・生活交通路線…一部見直し（太良線の一部をララベル経由） ・廃止代替バス路線…廃線、減便、時刻・路線変更、曜日運行 ・市内循環バス…継続運行、時刻・路線見直し ※執行分～九州労働金庫前を廃止、幸通り～体育館前を經由 ・高津原のりあいタクシー…継続運行、時刻・路線見直し、 全線フリー降車の実施※天神様前、鷺ノ巣を廃止 ・予約型のりあいタクシー…廃代バス廃止代替として運行開始 ・乗車回数券の運用一部変更、乗継割引の開始	広平線・新 籠線、能古 見線の一部 (柿原⇄尾 崎区間)の 廃止 他廃代減便
H 3 0 . 4 月	後期高齢者・運転免許証自主返納者・障がい者割引の開始 市内循環バスとJ R等の乗継割引社会実験（H30.7月末まで） 鹿島市待合室等改修整備事業費補助金の募集	

☆地域公共交通確保維持改善事業の事業年度

H 2 3 年度：H 2 3 年 4 月～H 2 4 年 3 月 ※経過処置

H 2 4 年度：H 2 4 年 4 月～H 2 4 年 9 月

H 2 5 年度：H 2 4 年 1 0 月～H 2 5 年 9 月

H 2 6 年度：H 2 5 年 1 0 月～H 2 6 年 9 月

H 2 7 年度：H 2 6 年 1 0 月～H 2 7 年 9 月

H 2 8 年度：H 2 7 年 1 0 月～H 2 8 年 9 月

H 2 9 年度：H 2 8 年 1 0 月～H 2 9 年 9 月

H 3 0 年度：H 2 9 年 1 0 月～H 3 0 年 9 月

H 3 1 年度：H 3 0 年 1 0 月～H 3 1 年 9 月

市内循環バスの委託料推移(同月対比)

循環バス	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H28年度	375,849	332,482	361,393	332,482	346,938	375,849	361,394	332,482	375,849	361,393	375,849	346,938	4,278,898
H29年度	361,394	346,938	361,394	332,482	332,482	375,849	346,938	346,938	375,849	361,393	375,849	346,938	4,264,444
H30年度	275,215	264,206	275,215	253,197	253,197	286,223	264,206	264,206	286,223	275,215	286,223	253,197	3,236,523
H28年度	62,000	57,300	38,700	30,100	42,700	58,300	44,300	43,800	44,500	50,600	49,200	50,900	572,400
H29年度	58,700	32,200	31,600	34,500	31,700	44,500	57,400	48,200	58,500	56,700	57,100	55,500	566,600
H30年度	60,200	36,100	43,100	40,800	34,600	44,200	49,550	28,110					336,660
H28年度													1,484,000
H29年度													1,578,000
H30年度													1,509,000
H28年度	313,849	275,182	322,693	302,382	304,238	317,549	317,094	288,682	331,349	310,793	326,649	296,038	2,222,498
H29年度	302,694	314,738	329,794	297,982	300,782	331,349	289,538	298,738	317,349	304,693	318,749	291,438	2,119,844
H30年度	215,015	228,106	232,115	212,397	218,597	242,023	214,656	236,096	286,223	275,215	286,223	253,197	1,390,863

※回数券の販売収入を含む

※回数券の販売収入を含む

※回数券の販売収入を含む
※4、5月は回数券含めず暫定値

平成27年度分

平成28年度分

平成29年度分

H27.10～H28.9

H28.10～H29.9

H29.10～H30.9

高津原のりあいタクシーの委託料推移(同月対比)

高津原のりあいタクシー	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H28年度	154,000	121,000	143,000	132,000	121,000	154,000	143,000	121,000	143,000	143,000	121,000	132,000	1,628,000
H29年度	145,380	132,000	143,000	132,000	122,360	143,000	132,000	132,000	143,000	143,000	144,280	132,000	1,644,020
H30年度	153,980	138,000	138,000	138,000	139,600	161,000	140,460	138,000	149,500	149,500	126,500	149,500	1,722,040
H28年度	29,100	12,000	23,600	16,400	21,600	16,300	17,900	17,400	21,400	17,900	22,600	27,300	243,500
H29年度	37,800	21,400	27,000	17,700	30,900	12,000	7,700	25,600	16,800	18,500	38,700	39,200	293,300
H30年度	32,400	13,100	17,800	17,900	15,600	23,100	20,200	17,800					157,900
H28年度													1,159,000
H29年度													1,198,000
H30年度													1,212,000
H28年度	124,900	109,000	119,400	115,600	99,400	137,700	125,100	103,600	121,600	125,100	98,400	104,700	225,500
H29年度	107,580	110,600	116,000	114,300	91,460	131,000	124,300	106,400	126,200	124,500	105,580	92,800	152,720
H30年度	121,580	124,900	120,200	120,100	124,000	137,900	120,260	120,200	149,500	149,500	126,500	149,500	352,140

※回数券の販売収入を含む

※回数券の販売収入を含む

※回数券の販売収入を含む

平成27年度分

平成28年度分

平成29年度分

H27.10～H28.9

H28.10～H29.9

H29.10～H30.9

予約型のりあいタクシーの委託料推移(H29.10運行開始)

予約型のりあいタクシー	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度	720	7,120	0	3,120	2,560	2,640	2,560	3,600					22,320
H30年度	300	1,600	0	1,200	900	900	800	1,000					6,700
H30年度													0
H30年度	420	5,520	0	1,920	1,660	1,740	1,760	2,600	0	0	0	0	15,620

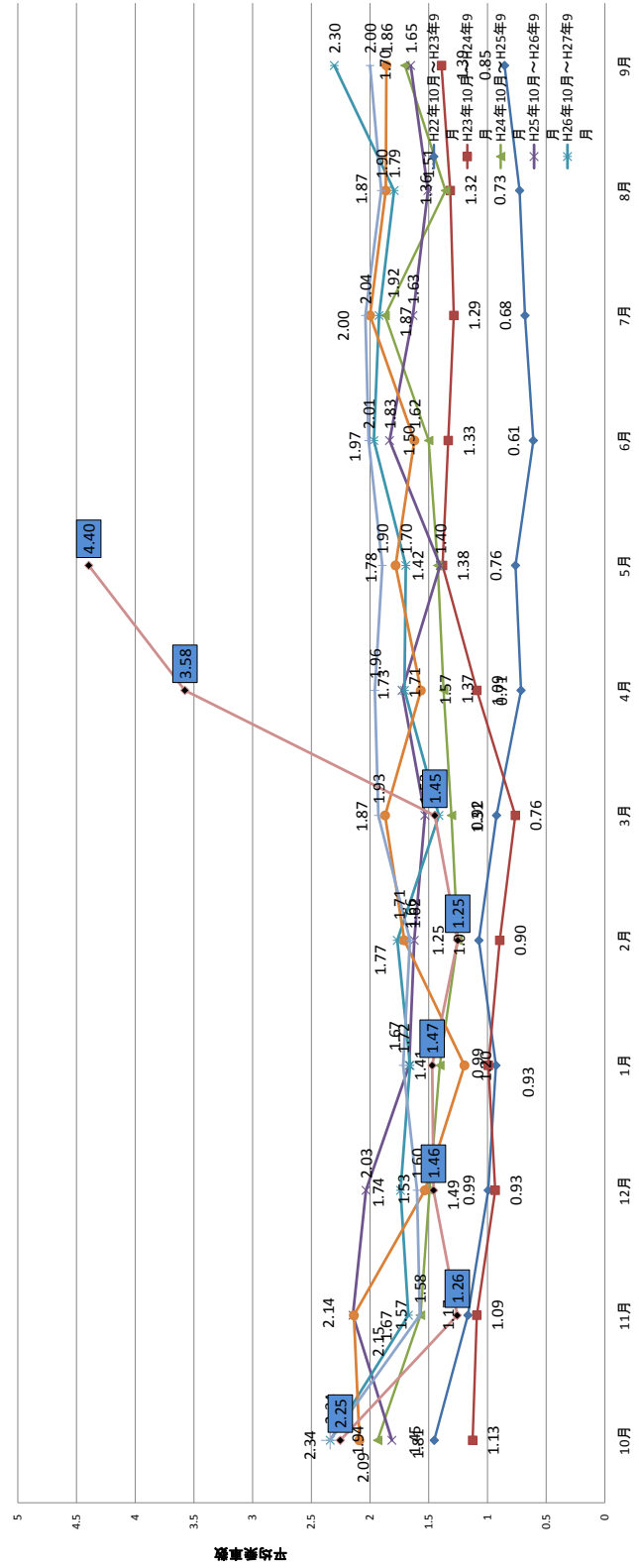
※回数券の販売収入を含む

H29.10～H30.9

平均乗車数の推移（同月対比）／市内循環バス

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	
H23年度 (H22.10~ H23.9)	乗車数	218	168	149	128	148	144	107	105	95	102	117	123	1,604	
	1便平均乗車数	1.45	1.17	0.99	0.83	1.07	0.92	0.71	0.76	0.61	0.68	0.73	0.86	0.91	
H24年度 (H23.10~ H24.9)	乗車数	169	157	140	137	129	119	157	199	208	193	212	192	2,012	
	1便平均乗車数	1.13	1.09	0.93	0.99	0.90	0.76	1.09	1.38	1.33	1.29	1.32	1.39	1.13	
H25年度 (H24.10~ H25.9)	乗車数	302	226	215	194	173	196	206	205	225	292	220	235	2,689	
	1便平均乗車数	1.94	1.57	1.49	1.41	1.25	1.31	1.37	1.42	1.50	1.87	1.36	1.70	1.52	
H26年度 (H25.10~ H26.9)	乗車数	283	309	293	230	224	230	259	202	275	255	235	238	3,033	
	1便平均乗車数	1.81	2.15	2.03	1.67	1.62	1.53	1.73	1.40	1.83	1.63	1.51	1.65	1.71	
H27年度 (H26.10~ H27.9)	乗車数	365	241	261	229	244	212	256	234	307	300	280	318	3,247	
	1便平均乗車数	2.34	1.67	1.74	1.66	1.77	1.41	1.71	1.70	1.97	1.92	1.79	2.30	1.83	
H28年度 (H27.10~ H28.9)	乗車数	326	295	230	165	246	292	235	246	253	300	291	268	3,147	
	1便平均乗車数	2.09	2.14	1.53	1.20	1.71	1.87	1.57	1.78	1.62	2.00	1.87	1.86	1.77	
H29年度 (H28.10~ H29.9)	乗車数	351	227	240	237	229	301	282	273	314	306	297	288	3,345	
	1便平均乗車数	2.34	1.58	1.60	1.72	1.66	1.93	1.96	1.90	2.01	2.04	1.90	2.00	1.89	
H30年度 (H29.10~ H30.9)	乗車数	338	181	219	203	173	226	515	633					2,488	
	1便平均乗車数	2.25	1.26	1.46	1.47	1.25	1.45	3.58	4.40					2.14	
全体	乗車数	21,565													
	1便平均乗車数	1.59													

1便当たり平均乗車数の推移（同月対比）／循環バス

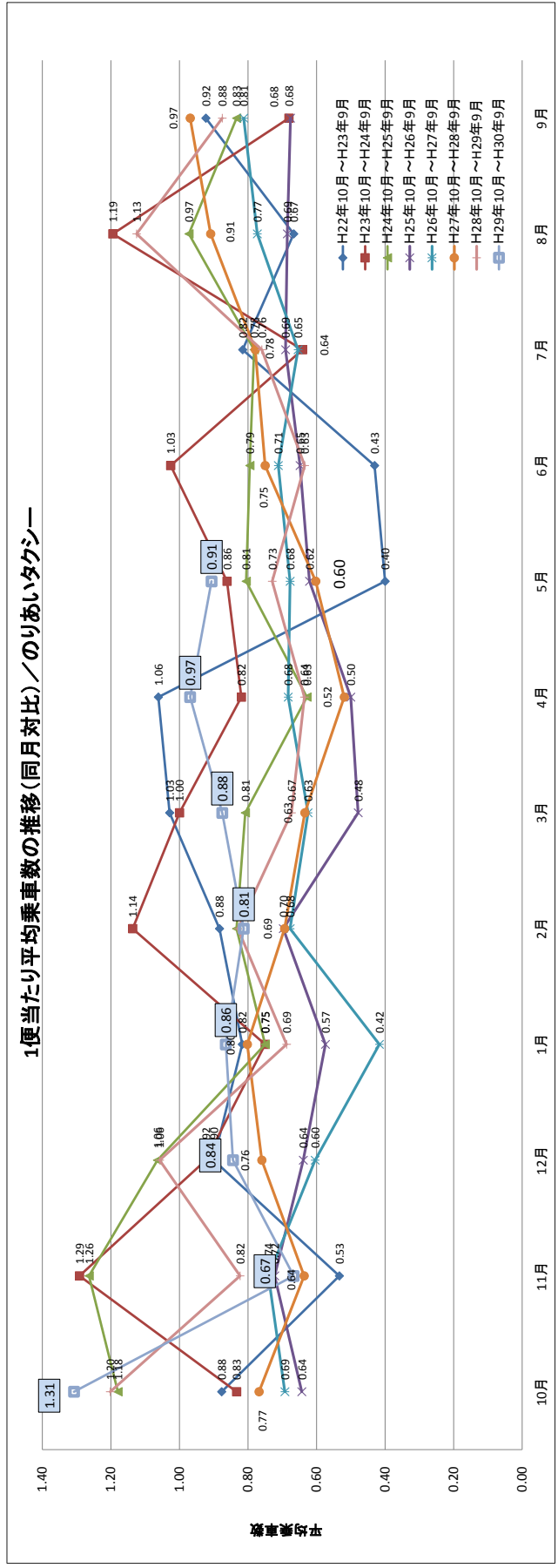


平均乗車数の推移（同月対比）／高津原のりあいタクシー（H22年10月運行開始）

2018年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度 (H22.10～ H23.9)	利用者数	57	32	54	49	53	72	69	22	28	53	40	60	589
	1便平均乗車数	0.88	0.53	0.90	0.82	0.88	1.03	1.06	0.40	0.43	0.82	0.67	0.92	0.78
H24年度 (H23.10～ H24.9)	利用者数	65	93	72	54	75	78	59	62	80	50	86	49	823
	1便平均乗車数	0.83	1.29	0.92	0.75	1.14	1.00	0.82	0.86	1.03	0.64	1.19	0.68	0.93
H25年度 (H24.10～ H25.9)	利用者数	92	91	83	54	60	63	49	58	62	61	70	60	803
	1便平均乗車数	1.18	1.26	1.06	0.75	0.83	0.81	0.63	0.81	0.79	0.78	0.97	0.83	0.89
H26年度 (H25.10～ H26.9)	利用者数	81	78	69	62	69	56	54	67	70	87	74	73	840
	1便平均乗車数	0.64	0.72	0.64	0.57	0.70	0.48	0.50	0.62	0.65	0.69	0.69	0.68	0.63
H27年度 (H26.10～ H27.9)	利用者数	72	77	58	40	65	60	71	65	74	68	68	78	796
	1便平均乗車数	0.69	0.74	0.60	0.42	0.68	0.63	0.68	0.68	0.71	0.65	0.77	0.81	0.67
H28年度 (H27.10～ H28.9)	利用者数	86	56	79	77	61	71	54	53	78	81	80	93	869
	1便平均乗車数	0.77	0.64	0.76	0.80	0.69	0.63	0.52	0.60	0.75	0.78	0.91	0.97	0.74
H29年度 (H28.10～ H29.9)	利用者数	125	79	110	66	73	70	61	70	66	79	117	84	1,000
	1便平均乗車数	1.20	0.82	1.06	0.69	0.83	0.67	0.64	0.73	0.63	0.76	1.13	0.88	0.84
H30年度 (H29.10～ H30.9)	利用者数	136	64	81	83	78	98	93	87	87				720
	1便平均乗車数	1.31	0.67	0.84	0.86	0.81	0.88	0.97	0.91					0.91

全体	利用者数	6,440
	1便平均乗車数	0.79

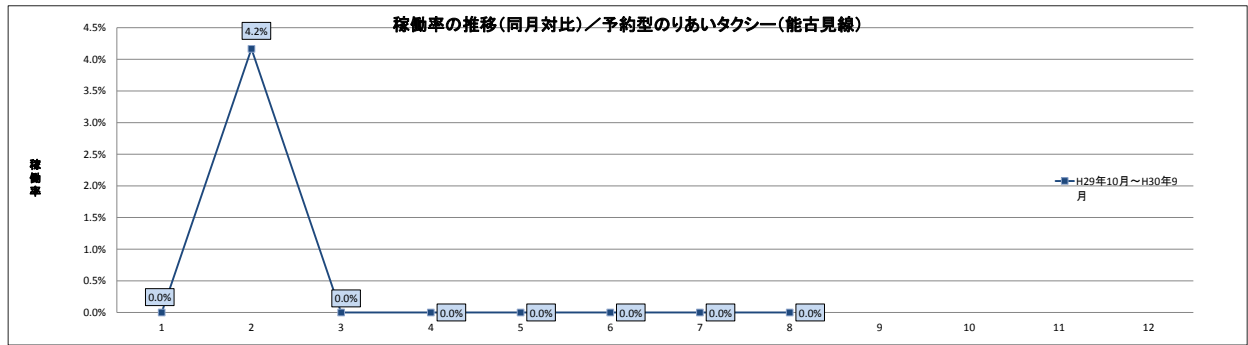
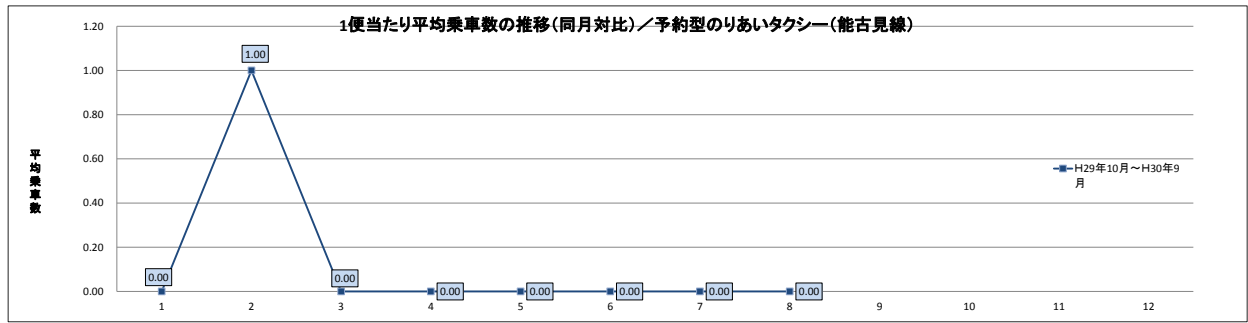


稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【能古見線】（H29年10月運行開始）

2018年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度 H29.10～ H30.9	利用者数	0	2	0	0	0	0	0	0	0				2
	1便当たり乗車数	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00					0.13
	稼働率	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					0.5%

全体	利用者数	2
	1便当たり乗車数	0.13
	稼働率	0.5%

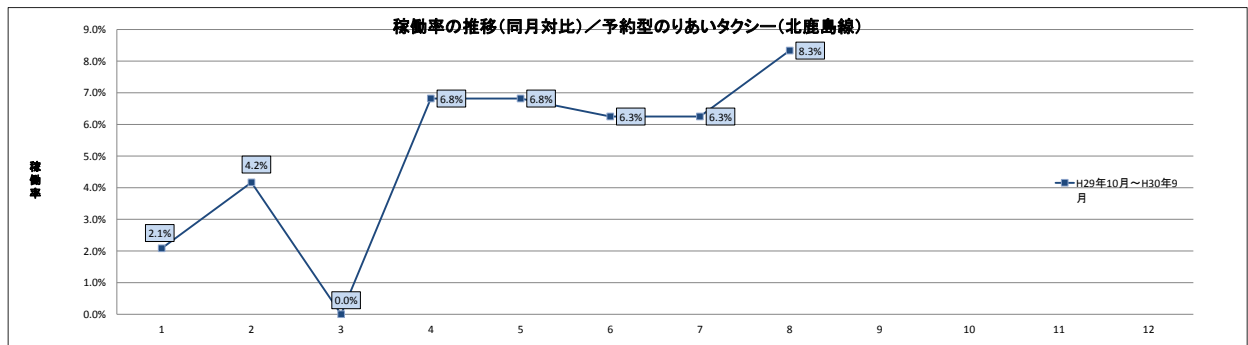
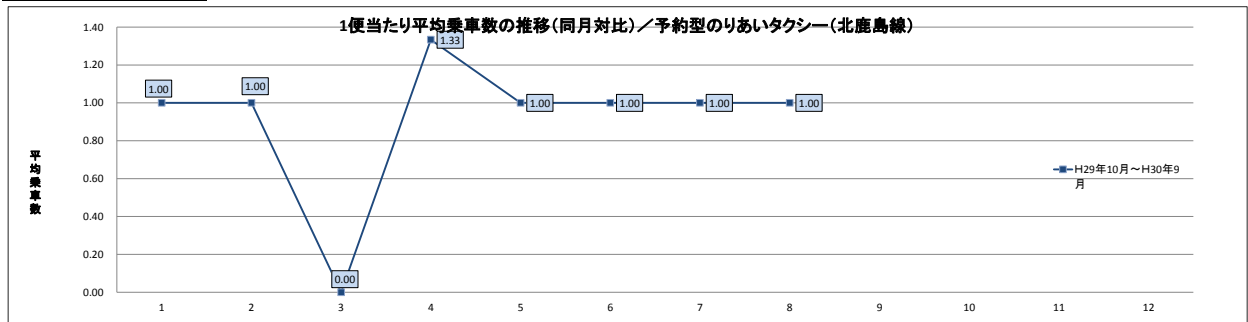


稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【北鹿島線】（H29年10月運行開始）

2018年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度 H29.10～ H30.9	利用者数	1	2	0	4	3	3	3	4					20
	1便当たり乗車数	1.00	1.00	0.00	1.33	1.00	1.00	1.00	1.00					0.92
	稼働率	2.1%	4.2%	0.0%	6.8%	6.8%	6.3%	6.3%	8.3%					5.1%

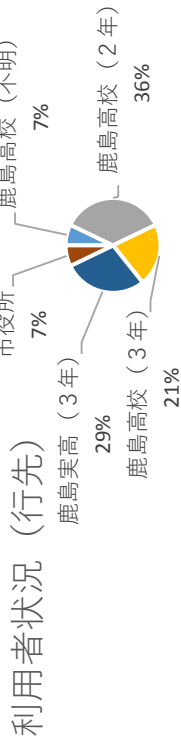
全体	利用者数	20
	1便当たり乗車数	0.92
	稼働率	5.1%



「市内循環バスとJR等との乗継割引の社会実験に関するアンケート調査」結果

質問1 行先について、よければ学年や勤務先をご記入ください。

- 鹿島高校 (赤門学舎) ※鹿島高校 () 年生
- 鹿島高校 (大手門学舎) ※鹿島美業高校 () 年生
- その他 (通勤利用) 勤務先 ()



質問2 性別について教えて下さい。 男性 女性



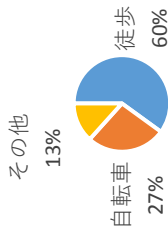
質問3 バス利用前の通学・通勤方法について教えてください。(複数可)

- 徒歩 自転車 家族の送迎 その他 ()

質問4 今回の割引期間は7月末で終了しますが、今後、市内循環バスの運賃がいくらかであれば利用すると思いますか？

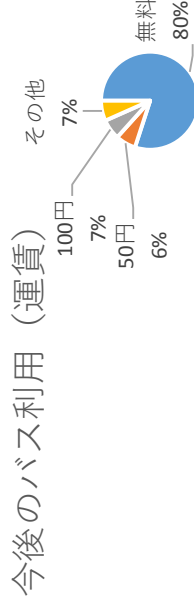
- 無料 50円 100円 その他 () 円

バス利用以前の状況



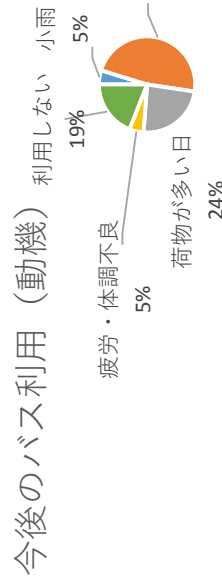
質問5 今後有料になった場合、どのようなシチュエーションであれば利用が考えられますか？(複数可)

- 小雨 大雨 荷物が多い日 疲労・体調不良
- その他 () 利用しない



質問6 帰宅する便で何時くらいの便があれば利用が考えられますか？

- ※目安の時刻は、(乗車時間→) 00:00~00:00 (←降車時間※鹿島BC着)
- 15:00~15:30 15:30~16:00 16:00~16:30
- 16:30~17:00 17:00以降 帰りは利用しない



質問7 その他ご意見・ご要望等ございましたら、ご記入ください。

- ・たすかる
- ・9月末までは無料でバスを利用したい(暑いから)
- ・無料なので利用しやすいです
- ・鹿島小学校前から鹿島駅までの本数を増やしてほしい(無料で)



議案書／第1回協議会

協議1 市内公共交通路線再編（案）について

H29. 3月に策定した鹿島市地域公共交通網形成計画に基づき、交通事業者等と協議し、H29. 10月に市内公共交通路線の再編を実施したところ。その後の乗降調査や利用者の意見等を検証し、引き続き再編の必要性があることから、今後地元説明を経て以下のとおり交通路線の再編を行いたい。

●生活交通路線について

市内においては特に変更なし。

ただし、H30. 4月に武雄庁舎移動による祐徳線の路線見直しがされており、今後嬉野医療センターの移設や、太良町が策定した地域交通網形成計画等に基づき、関係路線の再編が随時予定されている。

●廃止路線代替バス路線について

1) 山浦線 ※要地元調整

- ①路線変更：H31. 4から路線廃止、デマンド型交通へ移行
- ②撤去停留所：長野、山浦、山方、野口、川内、権現橋、構江、筒口（農協前～鹿島バスセンター）

2) 矢筈線 ※要地元調整

- ①路線変更：H31. 4から路線廃止、デマンド型交通へ移行
- ②撤去停留所：矢筈、婦人ホーム前、花取、田代、鮎越、好日の園（鮎越入口～鹿島バスセンター）

●市内循環バス路線・のりあいタクシー路線について

3) 市内循環バス・・・別添資料（P1）

- ①路線・時刻：H30. 10から別紙のとおりダイヤ改正
- ②運賃：（現行）大人200円、高校生以下100円、未就学児無料（変更案）100円（ワンコイン）、未就学児無料
- ③その他：現在実施している高齢者等100円割引については廃止する

4) 高津原のりあいタクシー（高津原線）

今年度の変更はなし。

ただし、今後国庫補助対象外となった場合、乗車率の悪い便を1便～2便廃止し、翌年度以降も達成できない場合は、路線の廃止を行う。

5) 予約型のりあいタクシー（能古見線・北鹿島線）・・・別添資料（P2～3）

①停留所変更：北鹿島線の志田病院（こもれび前）を、志田病院前に変更

旧	志田病院（こもれび前）	大字中村2132番地1
新	志田病院前	大字中村2134番地4

②路線・時刻：両路線とも別紙のとおり（7：30便の追加）変更

③運行計画：両路線とも週3回の2往復から平日運行の往路3便、復路2便とし、運賃、乗降箇所及び事前登録等の要領は変更なし

6) 予約型のりあいタクシー（能古見線）・・・H31.4 運行エリア拡大 ※要地元調整

①対象区域：（現行）広平、中川内の一部（金原地区等）、中木庭
（追加）番在開拓、白鳥尾、山浦、山浦開拓、川内、筒口、南川の一部（構江地区）

②停留所：変更なし（三河内、大井手、農協前、ララベル）

③路線・時刻：別添資料（【新】手引き）のとおり（1日5便）

④運賃：（現行）大人500円、高校生以下200円、未就学児無料（変更案）以下のとおり（行政区によって異なる）

広平・中木庭・番在開拓、白鳥尾	大人500円、高校生以下200円
中川内の一部（金原地区等）、山浦、山浦開拓	大人400円、高校生以下150円
川内、筒口、南川の一部（構江地区）	大人300円、高校生以下100円

全区域において、未就学児は無料

⑤運行計画：別添資料（【新】手引き）のとおり

7) 予約型のりあいタクシー（古枝線）・・・H31.4 運行開始 ※要地元調整

①対象区域：矢筈、七開、鮎越

②新規停留所：既存停留所を併用する

（鮎越入口、祐徳稻荷神社前、古枝小学校前、ララベル）

③路線・時刻：別添資料（【新】手引き）のとおり（1日5便）

④運賃：以下のとおり（行政区によって異なる）

矢筈	大人500円、高校生以下200円
七開	大人400円、高校生以下150円
鮎越	大人300円、高校生以下100円

全区域において、未就学児は無料

⑤運行計画：別添資料（【新】手引き）のとおり

生活交通確保維持改善計画の名称																															
鹿島市生活交通確保維持改善計画																															
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性																															
<p>鹿島市における公共交通は、現在路線バス、市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシー及び鉄道（JR長崎本線）で構成される。路線バスは、山間部と市街地を結ぶ廃止代替路線と当市とその他市町を結ぶ生活交通路線がある。市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、交通弱者の生活するための移手段の確保と交通空白地域の解消を目的とし、平成22年10月から地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、市内の主な病院、商業施設と交通空白地域を周回運行しており、平成29年10月からは一部地域の廃代替路線をデマンド型交通へと移行し、予約型のりあいタクシーの運行を開始した。</p> <p>特に、市内を走るこれらのバスは、交通弱者にとって生活の足として大きな役割を担っており、これからの超高齢化社会に向けて移手段の確保は、重要な課題である。</p> <p>そのため、平成29年度に策定した「鹿島市地域公共交通網形成計画」と整合性を取りながら、これらの交通網について、より住民ニーズに沿った形で見直しを加え、より便利な交通網の確立を図らなければならない。</p> <p>そこで、交通空白地域を解消し、交通弱者の生活の足として定着を図るため、市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを継続運行することで市民（特に交通弱者）が安心して便利な交通網の確立を図ることが必要である。</p>																															
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																															
1) 事業の目標																															
<p>市民（特に交通弱者）の移手段を確保し、既存資源を利用した効率的かつ利便性を維持した公共交通ネットワークの構築のため、平均乗車数について以下のような目標を設定する。※高津原のりあいタクシーは1回（往復）あたりの数値、予約型のりあいタクシーは稼働率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(H30年度※)</th> <th>(H31年度)</th> <th>(H32年度)</th> <th>(H33年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内循環バス</td> <td>2.14人/1便</td> <td>2.20人/1便</td> <td>2.25人/1便</td> <td>2.30人/1便</td> </tr> <tr> <td>高津原のりあいタクシー</td> <td>1.81人/1便</td> <td>2.20人/1便</td> <td>2.40人/1便</td> <td>2.60人/1便</td> </tr> <tr> <td>予約型のりあいタクシー</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (能古見線)</td> <td>稼働率 0.5%</td> <td>稼働率 30.0%</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td> (北鹿島線)</td> <td>稼働率 5.1%</td> <td>稼働率 30.0%</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>※参考：H30年度実績値（H30.5時点）、目標値：鹿島市地域公共交通網形成計画 P62 参照</p>			(H30年度※)	(H31年度)	(H32年度)	(H33年度)	市内循環バス	2.14人/1便	2.20人/1便	2.25人/1便	2.30人/1便	高津原のりあいタクシー	1.81人/1便	2.20人/1便	2.40人/1便	2.60人/1便	予約型のりあいタクシー					(能古見線)	稼働率 0.5%	稼働率 30.0%	同左	同左	(北鹿島線)	稼働率 5.1%	稼働率 30.0%	同左	同左
	(H30年度※)	(H31年度)	(H32年度)	(H33年度)																											
市内循環バス	2.14人/1便	2.20人/1便	2.25人/1便	2.30人/1便																											
高津原のりあいタクシー	1.81人/1便	2.20人/1便	2.40人/1便	2.60人/1便																											
予約型のりあいタクシー																															
(能古見線)	稼働率 0.5%	稼働率 30.0%	同左	同左																											
(北鹿島線)	稼働率 5.1%	稼働率 30.0%	同左	同左																											
(2) 事業の効果																															
<p>循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを継続運行することで、以下の効果が期待される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通弱者に対する移手段が確保できる。 2. 市内の主要拠点・交通結節点へのアクセスが確保され、利便性の向上が図られる。 3. 需要の高い交通空白地域に対する公共交通網を確保できる。 4. 公共交通の情報提供等により、新たな需要を創出できる。 5. 運行コストや地域からの協力を考慮した持続可能な公共交通網を構築できる。 																															

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市内路線（廃止代替路線）の再編（協議会、事業者）
- ・周辺地域を対象としたデマンドタクシーの運行の検討（協議会、事業者）
- ・市内循環バス、高津原のりあいタクシーの再編の検討（協議会、事業者）
- ・公共交通機関同士の乗り継ぎ強化（交通結節点形成に向けた運行ダイヤの設定、時刻表及びホームページの作成）（協議会、事業者）
- ・施設所有者との連携による待合室の設置（協議会、事業者、施設所有者）
- ・免許自主返納に関連した割引制度の利用促進（鹿島市、事業者、警察署）
- ・公共交通に関する広報活動の展開（協議会、事業者、観光協会、商工会議所、老人クラブ、民生児童委員連絡協議会）

（鹿島市地域公共交通網形成計画 P51 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①路線図

別添 路線図 参照

②予定している時刻表・運行期間

別添 時刻表 参照

③運送事業者の決定方法

運送事業者の選定に当たっては、平成22年10月からの実証運行での、ガイドラインに基づき、利用者の利便性、緊急時の対応能力を考慮するとともに、地元の交通事情に熟知し、既存路線との調整が容易な市内のバス事業者1社、タクシー事業者1社に選定した。また、市内循環バスと高津原のりあいタクシーを運行するにあたり、当協議会の構成員として、積極的に協議参加、協力していただいている。

本事業を実施するに当たり、市のHPに運送事業の計画を掲載するなどして一定期間公開を行った上で、これまでの運行実績や本事業へのスムーズな移行及び継続運行による利用者の安心感、親密感を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、鹿島市随意契約取扱要領第3条第3項の規定に基づき、市内循環バスを祐徳バス株式会社、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを有限会社再耕庵タクシーと随意契約をする。

④補足資料

市内循環バスは、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設、公共機関を循環する路線を設定した。また、鹿島バスセンターで路線バスや幹線バス路線と接続させた。

高津原のりあいタクシーの高津原線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定した。また、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

予約型のりあいタクシーの北鹿島線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定し、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させ、能古見線では、交通空白地区の居住地域と商業施設を往復する路線を設定し、「ララベル」停留所で、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

鹿島市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
祐徳バス株式会社 有限会社 再耕庵タクシー
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 生産性向上の取組にかかる取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

第1回 平成29年8月8日 平成30年度事業計画及び予算承認、平成30年度生活交通確保維持改善計画承認
 第2回 平成29年11月10日 平成29年度事業及び決算報告、高齢者等割引制度承認
 第3回 平成30年2月21日 平成29年度生活交通確保維持改善事業に関する事業評価報告（H30.1.19書面議決）、平成30年度利用促進事業承認
 第1回 平成30年6月14日 運行計画協議（市内循環線ダイヤ及び予約型のりあいタクシー運行内容見直し）、平成31年度生活交通確保維持改善計画承認

18. 利用者等の意見の反映状況

協議会の構成員には、市民や利用者の代表として、市区長会、老人クラブ連合会、鹿島市PTA連合会、民生児童委員連絡協議会、市内小中学校代表者、鹿島商工会議所の代表者が入っており、事業計画等に対しても意見等を反映して作成した。

19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	佐賀県 地域交流部 さが創生推進課
関係市区町村	鹿島市 総務部 企画財政課
交通事業者・交通施設管理者等	祐徳バス株式会社 有限会社再耕庵タクシー 鹿島警察署交通課 杵藤土木事務所管理課 九州旅客鉄道株式会社 佐賀県バス・タクシー協会 鹿島市（都市建設課）
地方運輸局	国土交通省 九州運輸局 佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	鹿島市区長会 老人クラブ連合会 鹿島市PTA連合会 鹿島市民生児童委員連絡協議会 市内小中学校代表者 鹿島商工会議所 公共交通運転手（祐徳バス株式会社バス運転手）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）佐賀県鹿島市大字納富分 2643-1

（所 属）鹿島市役所 総務部 企画財政課

（氏 名）宮崎 剛史

（電 話）0954-63-2101

（e-mail）tsuyoshi-miyazaki@city.saga-kashima.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
鹿島市	祐徳バス株式会社	(1) 市内循環線	鹿島BC	市役所 エイブル	鹿島BC	(循環) 第1便 10.0 km	294 日	294 回		路線定期	①	③		
						(循環) 第2～6便 12.0 km	294 日	1,470 回						
	有限会社 再耕庵タクシー	(2) 高津原線		かんらん	中ノ谷	鹿島駅前	往 6.9 km	149 日	596 回		路線定期	①	③	
							復 6.9 km							
		(3) 能古見線			広平・中 木庭地区		往 km	241 日	602.5 回		区域	①	①	
							復 km							
		(4) 北鹿島線				北鹿島 東部地区		往 km	241 日	602.5 回		区域	①	①
								復 km						
(5)						往 km	日	回						
(6)						往 km	日	回						
(7)						往 km	日	回						
(8)						往 km	日	回						

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「O」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鹿島市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	20,114
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
20,114	対象人口 × 150円 + 200万円	5,017,000

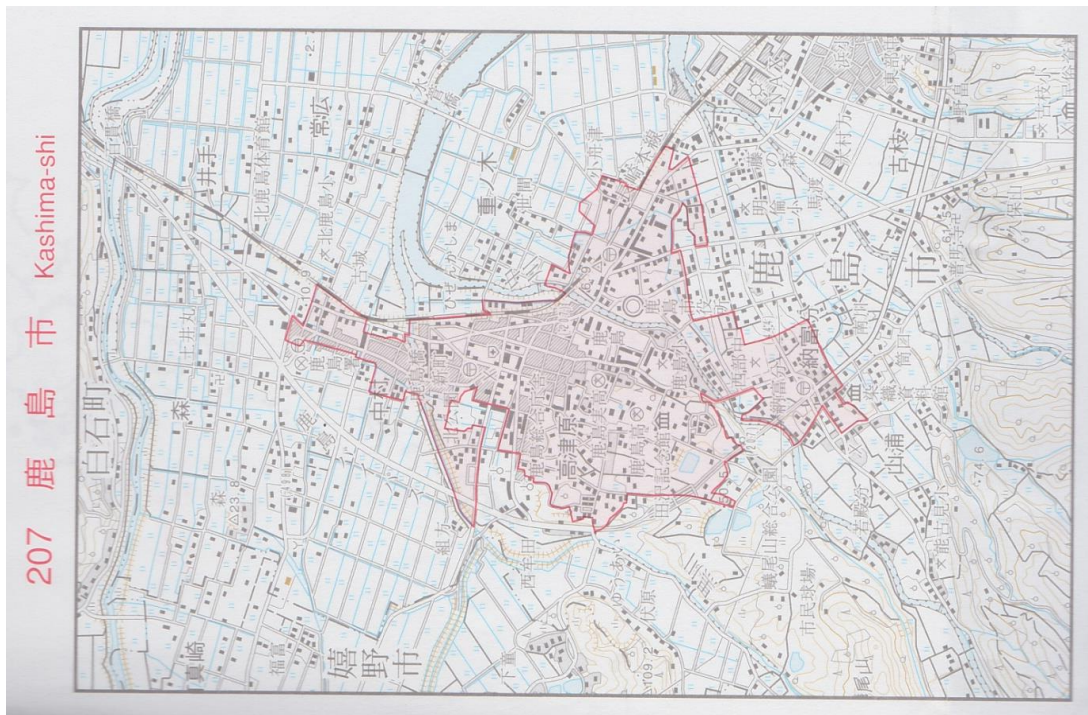
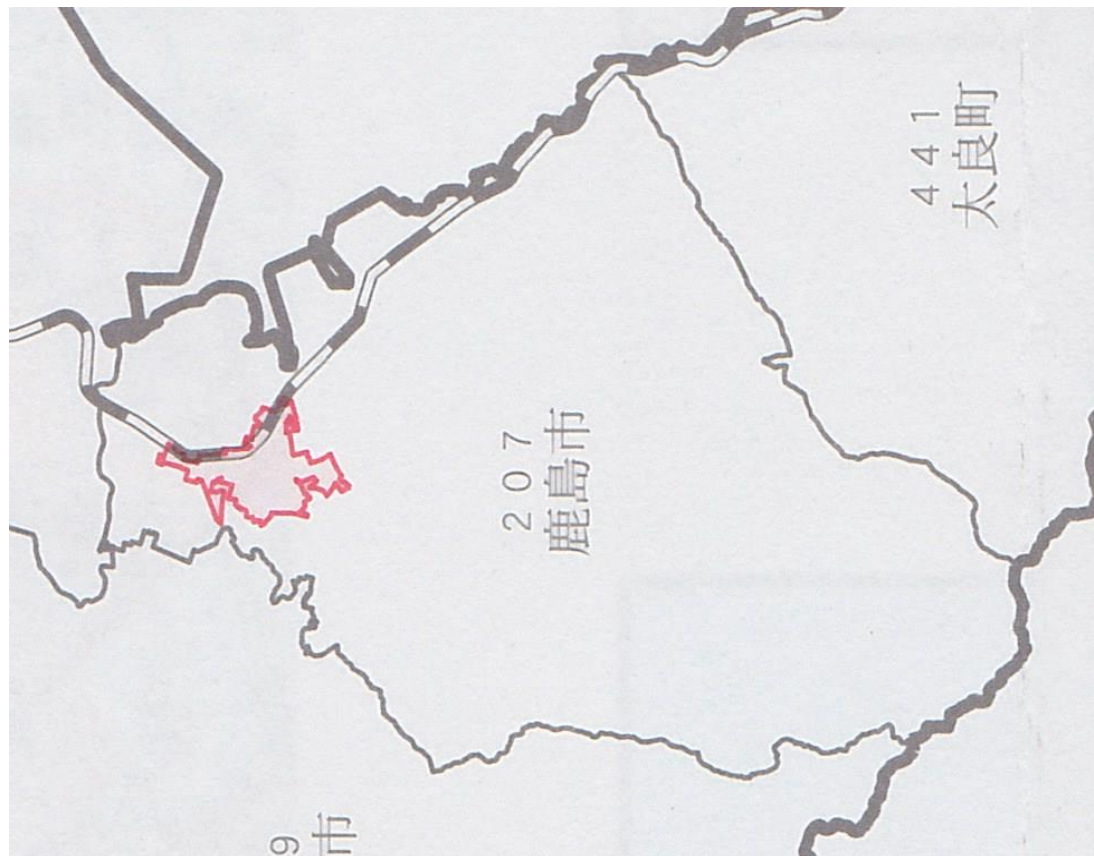
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

鹿島市人口集中地区(平成27年国勢調査報告書)



平成31年度事業計画（案）

事業期間

平成30年10月1日～平成31年9月30日

前年度からの変更点

- ・市内循環バスのダイヤを変更し、運行を継続（H30.10～）
- ・高津原のりあいタクシーの運行を継続（H30.10～）
- ・予約型のりあいタクシーの運行内容を変更し、運行を継続（H30.10～）
- ・市内循環バスの運賃改定（ワンコイン）（H30.10～）
- ・待合室等改修整備事業費補助金の随時募集・事業実施
（老朽化したバス停ベンチの交換など年間1箇所を目標に継続する。）

日時	事業名
平成30年10月1日～6日	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー学生・高齢者・障がい者（介護人）・運転免許自主返納者無料運行
平成30年10月1日～	市内循環バスの運賃改定（ワンコイン）
平成30年11月	鹿島市地域公共交通会議及び 鹿島市地域公共交通活性化協議会
平成31年2月	鹿島市地域公共交通会議及び 鹿島市地域公共交通活性化協議会
平成31年4月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー学生・高齢者・障がい者（介護人）・運転免許自主返納者無料運行
平成31年6月	鹿島市地域公共交通会議及び 鹿島市地域公共交通活性化協議会
平成31年6月	生活交通確保維持改善計画申請書提出

平成31年度 鹿島市地域公共交通活性化協議会予算(案)

(平成30年10月1日～平成31年9月30日)

【歳入】

款	項	目	金額(千円)	備 考
1	負担金	1 負担金	3,400	鹿島市負担金
2	補助金	1 補助金	0	
3	繰越金	1 繰越金	3,343	見込み額(H30.10決算予定)
4	諸収入	1 雑収	0	
計			6,743	

【歳出】

款	項	目	金額(千円)	備 考	
1	総務費	1 会議費	0		
		2 事務費	0		
2	事業費	1 事業費	3,302	市内循環バス委託料	1,627,000
				高津原のりあいタクシー委託料	67,000
				予約型のりあいタクシー委託料	608,000
				待合室改修	500,000
				時刻表・手引き作成	250,000
				無料運行期間運賃負担	50,000
				消耗品費等	200,000
3	予備費	1 予備費	3,441	※高津原のりあいタクシー補助金分補填財源	
計			6,743		

